

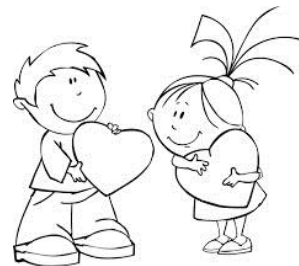
主務教諭募集・選考過程はデタラメ！

2018年4月主務教諭新設は中止しかありません！

2月2日付の各校長あての通知文書で、市教委は以下のように指示していました。

【2/2付市教委通知の指示内容】

- ・総括表は、H30年2月6日（火）に、別途帳票配信により、校長宛にお送りいたします。
- ・総括表が届きましたら、速やかに、貴校に在籍するすべての教諭、教諭（指導専任）、養護教諭、栄養教諭がもれなく記載されているかご確認ください。
- ・総括表に記載する者全員に対し、別添の周知資料①「主務教諭・主務養護教諭・主務栄養教諭の職の設置と選考について」と「H29年度主務教諭・主務教諭・主務栄養教諭選考申込書」の2種類の文書を配布してください。
- ・貴校における締切日までに申込書を回収してください。
- ・総括表と申込書は、H30年2月21日（水）までに、次の担当者宛に逡送でご提出ください。



【2月6日の「各校長様」宛で送られてきた市教委発メールの指示内容】

- ・件名（※「新たな人事給与制度等にかかる説明会資料（2/2・5開催）」について、当日配布した資料をSKIPポータル上（※一般教職員は見るできない場所）に掲載しましたのでお知らせします。なお資料に関しまして、いくつかご留意いただきたい点を次のとおり、お伝えしますので何卒ご理解とご協力をお願いします。
- ・資料2（※教育職員の臨時的任用に係る給料号給の決定について、か？）及び3（※権限移譲にかかる教職員の給与制度等について [主務教諭等]、か？）の取り扱いについては、校長限りでお願いします。
- ・各種制度の変更に係る関係条例は、2月・3月市会にて審議いただき、改正する予定となっております。

以上の指示のもとに2月6日から、教職員への主務教諭新設と募集の説明が各学校で開始されたわけです。教職員への唯一の説明文書「主務教諭・主務養護教諭・主務栄養教諭の職の設置と選考について」は、給与・評価・選考について具体的な説明が全くないものでした。

[→ 裏へ]

労働相談・問い合わせ（教職員なかまユニオン）は下記のHP・Tel・メールへ

'18 2/16

誰でも一人でも入れる労働組合
教職員なかまユニオン
(なかまユニオン学校教職員支部)

〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-7-26-304

(Tel 06-6242-8130 Fax 06-6242-8131)

<http://www.nakama-kyoiku.com/>

Tel (相談担当) 090-1914-0158

メール nakama_kyoiku@yahoo.co.jp

教職員なかまユニオンに入って、権利と教育を闘いとう！

- 私たち教職員なかもユニオンは、『こんなやり方での募集強行は全く不当かつ違法であり、現在日本社会に横行している「詐欺商法」に等しいもので、教職員の法律上の労働権・人権に照らして、募集作業自体をどうも認めることはできません。』とする「抗議と、質問書」を2月9日（金）に市教委に提出し、2月13日（火）中の回答を求めました。回答は、回答期限をこえた2月14日（火）午前11：30に来ました。

【2／9組合「質問」と、⇒ 2／14市教委「回答」】

- 1、「教諭」職と、新設（案）の「主務教諭」職の給料等は、何がどう違うのか
⇒ 11月28日付け提案のとおりでございます。なお、別添の「権限移譲にかかる教職員の給与制度等について（主務教諭等）」をSKIPポータルに掲載し、周知しております。
- 2、2018年度以降の「主務教諭」の人事評価は、「教諭」とは違って、どうやるのか。
①「教育を掌る」（「学校教育法」）教諭と、加えて「首席を補佐する」主務教諭とは、評価項目の内容はどう違うのか。⇒ 検討中です。
② 新人事考課制度（案）における主務教諭の「相対評価」は、学校単位が基本か。それとも、教頭・首席の評価のように全市をまとめて教育長が行うのか。⇒ 検討中です。
- 3、「主務教諭」応募者の、今年度の選考基準と、来年度以降の新人事考課制度における選考基準は、どんな内容か。
⇒ 11月28日付け提案のとおりでございます。なお、別添の「周知資料①」、「周知資料②」により周知しております。 以上

- 1の、全教職員対象の「SKIPポータルに掲載し、周知しております。」の掲載日は、2月9日（金）18：00にSKIPの書庫・教育員会教務部の場所への掲載です。私たち組合が「抗議と、質問書」を提出した以降です。それまでは「募集に当たっての指示（校長限り）」とされていたことの訂正もなく、教職員への周知指示も、未だにありません。

また、校内での確認作業のために2月9日（金）までに校内での応募を既に締め切っていた校長も多数あり、「主務教諭」にならなければ37歳で昇給停止」という激減する処遇条件を明示しないまま、とにかく募集」だけが強行されているのが実態です。

さらに、2の「評価」については未定で説明できないという回答であり、3の「11月28日付け提案のとおり」は、筆答テスト、面接などは行わず、人事評価の結果で行うというだけのもので、具体的な選考基準については何も説明していません。

そもそも、給料処遇条件を文書で示さず（しかも、ならなければ減給）公務員の任用を募集することは、「労働基準法」と「地方公務員法」上違法ではないでしょうか。

主務教諭募集過程はデタラメで、募集作業は無効です。

「私達にも人権があるはずだ！」

2018年4月主務教諭新設は中止・延期しかありません。

- 私たちが2月6日付で新たに出した陳情「人事給与評価制度改悪反対」にかかわる市会「教育子ども常任委員会」の審議は、2月19日（月）の午後1：00～です。引き続き陳情書賛同署名へのご協力をお願いします。

